

夕張市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月26日策定

令和 3年 4月 1日改定

1 農地利用の最適化の推進に関する目標

(1) 担い手への農地の集積、集約化

耕地面積 (A)	令和2年度(現状)		令和5年度(目標)	
	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	農地集積面積 (C)	農地集積率 (C/A)
726 ha	669 ha	92.15 %	669 ha	92.15 %

(2) 遊休農地の解消・発生防止

令和2年度(現状)			令和5年度(目標)			増減率 (D/A)
遊休農地面積 (A=B+C)	1号遊休農地 (B)	2号遊休農地 (C)	遊休農地面積 (D=E+F)	1号遊休農地 (E)	2号遊休農地 (F)	
11.00 ha	11.00 ha	0.00 ha	11.00 ha	11.00 ha	0.00 ha	0.00 %

(3) 農地中間管理事業との連携

令和2年度 (現状)	令和5年度 (目標)	増減率 (B/A)
農地中間権利権の 設定面積(A)	農地中間権利権の 設定面積(B)	
0.00 ha	0.00 ha	0.00 %

(4) 新規参入者の促進

令和2年度 (現状)		令和5年度 (目標)	
新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
0人 (0ha)	6法人 (39.02 ha)	1人 (1ha)	7法人 (40.02 ha)

2 農地利用の最適化に関する推進方法

(1) 担い手への農地の集積、集約化

<p>ア 農地の権利移動調査及び調整を行い、地域の農業者の実態を把握し、効率的な農地集積を行い、担い手となる農業者の確保に努める。</p> <p>イ 適正な参考賃貸借料を設定し、農用地の権利移動及び利用権設定を行い、認定農業者の認定活動支援を行うことで担い手となる農業者への農地の集積、集約化を推進する。</p> <p>ウ 人・農地プランの定期的な見直しを行い、農用地の利用の集積・集約化に向け合意形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者に対する農地流動化の意向の把握 ○ 人・農地プランに位置づける担い手を核とした地域農業者による話し合いの場の設置等、集落協議の実施 ○ 農業委員会、夕張市、農業協同組合、土地改良区等の農業関係団体との連携・協力による合意形成 ○ 農地利用関係の調整に資するための各種制度説明資料等の情報提供 ○ 農地の面積集積を目的とした農地中間管理事業・交換分合等の活用

(2) 遊休農地の解消、発生防止

<p>ア 農地の有効利用を図るため、利用状況調査や農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止や解消による農用地の確保に努める。</p> <p>イ 利用状況調査・利用意向調査等を通じた農地所有者に対する指導・説明や相談活動を実施する。</p> <p>ウ 農業協同組合等関係機関と連携して情報共有し、遊休農地の発生防止や解消に努める。</p>

- 利用状況調査・利用意向調査の実施
- 利用状況調査・利用意向調査等農地制度に関する情報提供
- 利用状況調査・利用意向調査を通じた農地所有者に対する指導・説明並びに相談活動の実施
- 農業委員会、夕張市、農業協同組合等の関係機関との連携、情報共有
- 高齢農家に対する意向の把握
- 遊休農地解消関連事業の活用

(3) 農地中間管理機構との連携

- ア 農地中間管理事業の活用により、中心となる担い手への円滑な農地集積を図る。
- イ 農地所有者の意向により対象農地の情報提供を行い、耕作放棄地の未然防止を図る。
- ウ 農地所有者の意向により農地中間管理機構と連携して利用調整活動を行う。
 - 農地中間管理事業の活用による、担い手への農地の面的集積促進
 - 担い手から所有権ベースで農地面的集積の希望がある場合、交換分合事業等の活用による面的集積促進

(4) 新規参入者の促進

- ア 農業委員会、夕張市、農業協同組合、農業改良普及センター、指導農業士等の相互連携により新規就農者受入に資する協議を実施する。
- イ 新規就農者に対する支援方法等の検討を行う。
- ウ 新規就農希望者、法人化を希望する農業者に向けた情報提供や研修会等の情報提供を行う。
 - 「農業法人化サポートデスク(北海道農政部農業経営局農業経営課)」との連携

3 その他

本指針については、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、3年ごとに改定を行っていくものとする。